

在留カードと個人番号カードの一体化等に伴う本人確認書類の取扱いについて

「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」における犯収法施行規則※¹第7条に規定する本人確認書類の取扱いについては以下のとおりとなります。

- ・「特定在留カード」は、「個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた在留カード」（入管法※²第19条の15の2第1項）であり、犯収法施行規則第7条第1号イ又はハに規定する「在留カード」に包含されるものと解します。
- ・「特定特別永住者証明書」は、「個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書」（入管特例法※³第16条の2第1項）であり、犯収法施行規則第7条第1号イ又はハに規定する「特別永住者証明書」に包含されるものと解します。

※¹ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）

※² 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

※³ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）

○本件問合せ先

【総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課】

03-5253-5847